

令和3年度新温泉町人権啓発パンフレット

(新温泉町「差別をなくし人権文化をすすめる」町民運動推進スローガン)

なくそう差別 守ろう人権 みんなの21世紀

令和3年度 新温泉町人権ポスター優秀作品



照来小学校4年 いのうえ しゅん 駿 さん



温泉小学校2年 あさの はると さん



浜坂中学校3年 伊賀 陽愛 さん



ゆめっこ認定こども園 にしむら いちのすけ さん



新温泉町・新温泉町教育委員会

だれひとり取り残さない新温泉

未だ続く「ウィズ・コロナ」の日々。私たちの暮らしに様々な影響が出ています。ステイホームやテレワーク、雇用調整等で経済的、精神的に生きづらさを抱える人々が増えているとも言われています。実際は、コロナ以前から社会に存在していた差別や格差のために、様々な困難を強いられてきた人たちが大勢いたはずなのですが、私たちは気づかずに過ごしていただけなのかもしれません。ステイホームはアウトホームで働く人々によって支えられているという当たり前のことを忘れずにいたいと思います。

1922年3月3日、全国水平社創立大会において採択された、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれた『水平社宣言』から間もなく100年を迎えようとしています。その間、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別されない」と謳った日本国憲法が公布されました。今から75年前の出来事です。先人たちの努力により、私たちの社会は人権尊重の実現に向けて着実に前進してきました。

2015年9月、第70回国連総会で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）』の中心的な考え方であるSDGs（持続可能な開発目標）では、「だれひとり取り残さない」という理念を明記しています。また、その前文において、「すべての人々の人権を実現する」と宣言し、私たち一人ひとりが、考え、意識し、取り組まなければならない17の目標を掲げています。

だれもが生まれながらに持つ人権を、あらゆる立場の人が当たり前の権利として享受できる差別のない新温泉町、「この町に生まれ、暮らして良かった」と実感できるふるさとの実現に向けて、これからも町民の皆様と協働して地道な歩みを続けていきたいと考えています。

新温泉町人権啓発指導員会 代表 河越智子

新温泉町の人権施策

新温泉町人権啓発推進条例

新温泉町には人権啓発推進条例があります。平成17年に兵庫県下で3番目に制定されました。その目的は「人権が尊重されるまちづくり」です。しかし、条例ができたからといってすぐにまちが良くなるわけではありません。「まちづくり」は「ひとづくり」という言葉があるように、まちをつくるのはそこに住んでいる住民です。一方、環境が人をつくるという言葉もあります。人は環境によっても成長していきます。人が環境をつくり、つくられた環境がまた人を成長させてくれる。そうしながら、そこに住む人と環境がお互いに高まりあいながら相乗効果を生み出し住み良いまちができていくと考えます。

条例の第3条には、「町民はお互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする」と町民の責務がかかれています。このまちに住むすべての人がそのような意識を持ち、少しでもまちを良くしていこうとするならば、まちは必ずや私たち住民に今以上の幸せをもたらしてくれるものと信じています。

（目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

（町の責務）

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

（町民の責務）

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

（人権啓発推進委員会の設置）

第4条 第1条の目的を達成するため、人権啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（以下略）

新温泉町人権啓発方針

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による差別をも受けることなく、権利と自由とを享有することができる。

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい）、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、ホームレス、性的指向、性同一障がい者などのあらゆる差別・人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由、尊厳と権利、平等にかかわる問題である。

これらの差別・人権問題を解消するため、新温泉町人権啓発推進条例の目的、町及び町民の責務などを踏まえ、行政はもとより町民自ら、人権意識の高揚と差別・人権問題の解消に努め、お互いの人権が尊重され、差別のない誇りが持てる町、地域社会づくりに向け積極的に取組まなければならない。

基 本 姿 勢

- 1 内閣同和対策審議会答申及び人権擁護推進審議会答申の理念並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「新温泉町人権啓発推進条例」に基づき、人権意識の高揚を図る。
- 2 同和問題をはじめとするあらゆる差別・人権問題の解消を図るため、学校及び地域社会における人権教育及び人権啓発を推進する。
- 3 人権施策を協議する機関として人権啓発推進委員会を設置し、人権教育及び人権啓発並びに人権施策の推進を図る。
- 4 人権施策推進の行政機関として人権施策行政推進会議を設置し、人権施策を推進する。
- 5 人権教育啓発指導者の育成・確保に努める。
- 6 差別・人権問題に総合的に取組むため、担当部署の体制を強化するとともに、住民学習及び住民交流の拠点として文化会館の運営等の整備充実に努める。

人権啓発指導員研修会

新温泉町では、同和問題をはじめあらゆる差別の解消をめざして、人権教育及び人権啓発推進、人権尊重の意識の高揚を図ることを目的に、指導助言に当たる人権啓発指導員を配置しています。人権啓発指導員は、地域、各種団体、職場などで行われる人権学習会、研修会、講座等において、住民により身近な存在として、住民の意識や認識に対応した啓発、指導・助言を行い得ることを目指して研修を重ねています。

本年度の学習テーマは「超高齢化社会とひきこもり（8050問題）」です。啓発ビデオの「カンパニユラの夢」を視聴し、その後、講師としてお招きした鳥取市人権情報センター主任研究員の福壽みどりさんのお話を聞きました。

＜啓発ビデオの内容＞

近年、「80代」の高齢の親が「50代」のひきこもりが長期化した子を支えている家庭が増加しています。「8050問題」とは、こうした家庭が地域社会との接点を失い、親子共々生活が困窮するなどの課題を抱え、将来への展望が見いだせない超高齢化社会における新たな社会問題です。この作品は、二つの家族の視点で進行します。主人公の岸本麻帆はあることをきっかけに「ひきこもり」は誰にでも起こり得ることだと気が付きます。一方、20年以上ひきこもり状態にある谷口誠一とその両親は、問題が長期化する中で解決の糸口すら見いだせないまま苦悩しています。麻帆は谷口家の抱える問題に寄り添い解決策を求め行動を起こしていきます。

急速に高齢化が進む今、8050問題は誰にでも起こり得ることと認識し、地域の人々が引きこもりなどの悩みを共有し偏見をなくするとともに、互いに助け合うことで地域共生社会の実現をめざすことが大切であることを私たちに示唆してくれました。

＜福壽みどりさんの講話内容＞

「ひきこもりに対するイメージはどんなものか」によって、学習の展開は変わっていく。

厚生労働省によると、ひきこもりの定義を「様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を示す現象概念」としている。



現在、全国でどれくらいのひきこもりがいるかというと、40歳以上64歳未満の人で61万3千人いる。その中の5割が7年以上のひきこもりの状態にあると言われている。ひきこもり始めた年齢は10歳代から60歳代まで様々であり、全体の3/4は男性である。本人からの相談機関への相談はほとんどなく、家族からの相談で支援がスタートした事例が多くある。

ひきこもりにはいろいろなパターンがある。世界のひきこもりの事例を紹介する。一般的にイタリアでは、メディアを含めて「ひきこもり」と「インターネット依存」を混同していて、パソコンの電源コードを引き抜いてしまえば部屋から出て来るものだと考えている。日本では、「ひきこもりというのは、両親が長年苦勞して建ててくれた一戸建ての二階の一番奥の部屋に閉じこもっている20代から30代くらいの男性のことで、夜も昼もアニメを見て、インターネットやオンラインゲームをやって、母親が部屋の入口まで食事を運んできている」というようなイメージがある。まさに今日のビデオの内容そのものである。

なぜひきこもりは問題なのか。社会とのつながりがいない人がいることこそが問題であり、孤立して生きることが人間の本来の姿に反するという考え方もある。また、ひきこもりの人は、事件を引き起こしてしまう可能性が高く、だからこそ、ひきこもりの問題は社会に問題があると考えてしまう人もいる。

ひきこもりの原因には、心が弱い、あるいは頼る親がいるからだとか考える人もいるかもしれないが、次のような事例がある。

「23歳の夏、就職活動中の最中に、私は布団から起き上がれなくなった。なぜ自分がそうなったのか、さっぱりわからなかった。自らの心身に鞭を打って必死に就職活動を終え、その結果、誰もが認める優良企業に内定が決まると、心は軽快になるところか鉛のように重く沈み、私はさらに部屋から出られなくなった。

企業の内定を断り、大学は卒業せず、留年することにした。こうして時間を稼いでいる間にひきこもりが治るかとも期待したが、いっこうにその気配はなくひきこもりはむしろ極まっていった。」

ひきこもりになるきっかけは様々であるが、ひきこもりの人の中には、社会とつながらなくてもいいと考えている人もいることも事実である。

ひきこもりに対しては偏見ではなく、ひきこもりへの新しいイメージを持っていただくことができる学習会になることが大切だと考えている。



各地区・団体人権学習

新温泉町では、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ハンセン病、インターネットによる人権侵害などの人権課題をテーマに、各地区住民、各種団体、町職員を対象にした人権学習会を年間延べ60回程度実施しています。

本年度の学習テーマは「超高齢化社会とひきこもり（8050 問題）」、啓発ビデオは兵庫県人権啓発ビデオの「カンパニユラの夢」を使用しました。

各地区人権学習会

8月の差別をなくし人権文化をすすめる町民運動強調月間を中心に町内約30会場で人権学習会を実施しています。温泉地区では主に集落を単位とした学習会、浜坂地区ではブロック単位、旧小学校区単位の学習会など様々な形で学習会を展開しています。



居組地区人権学習会（8/6）

各種団体人権学習会

町内の職場や団体、サークル等を対象にした学習会を実施しています。それぞれの団体が職場や文化会館などを会場にして積極的に人権について学んでいます。



民生・児童委員（浜坂地区）
人権学習会（8/23）

町職員人権学習会

新温泉町職員約500名を対象にした人権学習会を実施しています。毎年10月を中心に学習会を開催し、令和3年度は延べ8会場で実施しました。全職員がそれぞれの希望する会場での学習会に参加しています。この学習会は職員の勤務時間中に実施しており、職員は職務の一環として研修しています。



町職員人権学習会（10/6）

住民交流学習人権講座

文化会館を会場として、文化会館の近隣地区の住民等を対象とした住民交流学習会（成人学級）を6月から10月にかけて毎月1回（年5回）開催しています。各地区の人権教育推進員や地域住民、さらには文化会館運営委員など毎回40名以上の方々が学んでいます。人権DVDを視聴し、その後人権啓発指導員の講話で学習を深めています。

第1回人権講座

開催日：令和3年6月23日（水）
テーマ：障がいのある人の人権
DVD「障がい者の働き方改革～日本初・大阪発の試み～」
人権啓発指導員：河越智子さん



大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合、通称エル・チャレンジは1999年設立以来、900人もの知的障がい者を就職に結びつけてきている就労支援に特化した組織です。

20年前には、一般就労して企業で働くか、福祉施設である作業所で働くかの二つの選択肢しかなかったが、「共に働く社会」に向けて中間的な働き方を発想し、雇用ではなく就労支援に特化した事業運営をめざしました。就労支援の流れは①訓練開始→②進路面談→③職場開拓→④一般就労→⑤定着支援。①訓練開始は、清掃技能とソーシャルマナーを習得させ、②進路面談では本人の希望を優先する。③職場開拓はスタッフが先行、④一般就労については本人に寄り添いながら課題解決を図っていく流れです。

また、職場開拓については、それまでの価格だけを競う入札制度に対し、行政、企業、有識者たちを巻き込み、公共性という福祉の観点を導入しました。20年間でエル・チャレンジの就労支援を受けた人は2738人。そして、90%を超える職場定着率を生み出しました。

日本初、大阪発の先見性に満ちた20年の歩みから見てくる「障がい者と共に働く未来」とは何かを私たちに示唆してくれました。

（河越智子人権啓発指導員の講話内容）

人権課題というものは、自分の身近なところのものでなければ実感がわかないのかもしれない。車いすの人は足が不自由だから地下鉄に乗れないのではなく、そこにエレベーターやスロープがついていないから地下鉄を利用できないという考え方を持つことが大切である。社会の側に問題があり、社会をかえていかねばならない、こう考えることが大切なことではないのか。

障がいがある、なしにかかわらずすべての人に人権はある。世界人権宣言には「生まれ、男、女、皮膚の色のちがいによって差別されるべきではない」「私たちはみな、自由に、安心して生きる権利を持っている」「私たちは今いる国のどこにでも行けるし、どこにでも住める」「人には仕事を自由に選んで働く権利がある」などと書かれているが、障がい者にとってはこれらのことが本当に当てはまっているといえるのか。

このようなことを、私たちみんなが身近な問題として捉えていかねばならない。

2016年に「障がい者差別解消法」という法律が施行された。この法律では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている。「不当な差別的取り扱い」とは、「障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止する」ことであり、「合理的配慮の提供」とは、「障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている」という意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応する」ことである。

4つの事例がある。①『A避難所では一般の仮設トイレが初日から設置されたが、障がい者用の仮設トイレは3日後に設置された』②『利用者が多いA路線のバスはすべての車両に車いす利用者が乗り降りできる構造になっているが、利用者が少ないB路線のバスは半分の車両しかになっていない』③『大学の入学試験で、障がいのないAさんは試験時間が4時間だったが、視覚障害があるBさんは、同じ内容の点字の試験問題で6時間だった』④『地域住民のつながりがあるA町、高齢者用のグループホームはあるが、障がい者が暮らせるグループホームはない』。

この中で「障がい者差別解消法」にどの部分が触れるだろうか。

1996年、大阪市において、総合的な社会復帰施設「ふれあいの里」の設立にあたり地域住民の反対運動が起こった。5000人以上の反対署名が集められ、約300本の電柱に反対ビラが貼られた。いろいろと調査していくと、反対している人たちのほとんどが、直接に精神障がい者やその家族から話を聞いたことがなく、精神病についても詳しく知らず、偏見や差別意識から反対しているということが明らかになった。運営側は「理解してもらおう」という受け身の姿勢ではなく、「偏見に基づいたものなら受け入れられない。お互いが安心して暮らすための情報交換・情報開示をやっていく」との意思を明確に示しながら対話を重ねていった。その結果、反対一色だった雰囲気は少しずつ変わっていき、2001年に施設が開所された。

障がい者の自立を進めるための基礎となる施設をつくるときに、施設コンフリクトが生じることで整備が進まないことは障がい者の自立と社会参加を拒む重大な問題である。

排除することは暴力と、暴力を容認する社会づくりにつながることを私たちは認識することが大切です。

第2回人権講座

開催日：令和3年7月28日（水）

テーマ：同和問題

DVD 「つなぐ×つなぐ」

人権啓発指導員：日浦 智さん



グローバル（グローバル＋ローカル）な生き方で人権問題と向き合っている、語り手の岡本工介さん（41）は、アメリカにおける先住民族や黒人への差別、日本における部落差別や障がい者差別など様々な現実を実体験するなかで、なぜ人権教育が必要かを訴えています。

誰もが豊かに生きることができる地域、豊かな環境をつくるのが差別を超えることにつながる。人が人を差別することの陰湿さや自身が中学生の時に同級生の母親から受けた差別的な言動、そしてその時の父親の「差別されても差別する人間にはなるな」という教え、学校の先生が半泣き状態で「くやしいだろうな」という言葉をかけてくれたこと、それらを通してつながる教育の実践を学んだ。

このDVDは、「差別をなくす」から「手をつなぐ」、そして「誰にとっても住みやすいまちづくり」が「人権のまちづくり」につながっていくこと、人と人が豊かにつながるためには人権教育が必要であることなどを教えてくれました。

（日浦智人権啓発指導員の講話内容）

新温泉町には人権啓発推進条例がある。町条例は町の法律である。第1条には『町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てるまちづくりの実現に寄与する』とあり、第3条には『町民は、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し差別の解消に努める』とある。

なぜ、人権教育は必要なのか。それは、私たち一人ひとりが幸せになるためである。人権教育は弱者の救済のための教育ではない。私たちすべての人間が、お互いがつながり合って、幸せになることをめざす教育でもある。

私は、今日の人権講座を迎えるにあたり、事前に、高槻市富田地区に出向き、DVDに登場している岡本工介さんに直接お会いしお話を聞いてきた。

富田地区は被差別部落を含む地域で古くから寺内町として栄えてきたが、生活困窮世帯やひとり親世帯など多くの社会的課題を抱えてきた側面もあった。富田地区が中心となり立ち上げた一般社会福祉法人「タウンスペースWAKWAK（わくわく）」が岡本さんの活動拠点である。「WAKWAK」は、新たなまちづくり組織として、だれもが豊かに生きられる地域づくりを目指し、人が人を差別するという陰湿さやそのような社会矛盾を正していくことが設立の目的でもある。その理念は、①すべての人に居場所と出番がある社会 ②すべての人がSOSを発信でき、互いに支え、支えられる社会 ③新しい公共の主体としての自立・参加協働による地域社会の再生とつながりのある社会である。そして、まちづくりの方向性は、①持続可能な受け皿づくり ②実践先行型・地域発信型 ③中学校区でのセーフティーネットの構築 ④マンパワーの発掘 ⑤多職種連携である。中でも、活動の一貫した考え方として「誰一人として取り残さない」を掲げ、「未来にわたって誰にとっても住み続けたいまち」の実現化を目指している。

「つなぐ」とは、豊かな関係を創ることで差別を超えることであり、そのために、「コミュニティー再生事業」と「子ども居場所づくり事業」を掲げている。

「なくす」とは、あらゆる差別の根絶と人権意識の高揚であり、部落差別や障がい者差別等の差別をなくすことである。

いま、「差別をなくすから手をつなぐ」ことの意味と人権のまちづくりの意義を全国に伝えている。

社会的排除を超えて誰にとっても住みやすいまちをどう作っていくのか、排除されている人も含めて人権のまちづくりを目指すことが「WAKWAK」のテーマの一つでもある。今住んでいるまちがすごく素敵なまちだと思えるまちをどうやって作っていただけるか。これからの実践にかかっていると思う。

このようなことを、直接に岡本工介さんとお会いして学ばせていただきました。

最期に部落問題について触れる。

被差別部落の人々は、祖先をたどれば近世封建社会における被差別階層の人々につながっているという考え方が一部にあるが、偏見も甚だしいことである。明治初期に身分制が解体されて以降、今日に至るまで近代における同一身分や同一階層だけからなる子孫などは事実上存在しない。人はそれぞれに父親と母親がいる。1代前で4人の先祖、2代前で8人の先祖がいる。幕末のおよそ6代前にさかのぼると先祖は128人になる。差別が本格化した江戸時代の始まりまでさかのぼる（およそ18代前）と実に524,288人になる。

つまり、私たちは、色々な身分が混ざり合った子孫である。私たちは、昔からの言い伝えを鵜呑みにするのではなく、物事の本質について学ばなければならないことが多くあるように思えてならない。

第3回人権講座

開催日：令和3年8月25日（水）

テーマ：超高齢化社会とひきこもり（8050 問題）

DVD「カンパニユラの夢」

人権啓発指導員：中村勝明さん



近年、「80代」の高齢の親が「50代」のひきこもりが長期化した子を支えている家庭が増加しています。「8050問題」とは、こうした家庭が地域社会との接点を失い、親子共々生活が困窮するなどの課題を抱え、将来への展望が見いだせない超高齢化社会における新たな社会問題です。この作品は、二つの家族の視点で進行します。主人公の岸本麻帆はあることをきっかけに「ひきこもり」は誰にでも起こり得ることだと気が付きます。一方、20年以上ひきこもり状態にある谷口誠一とその両親は、問題が長期化する中で解決の糸口すら見いだせないまま苦悩しています。麻帆は谷口家の抱える問題に寄り添い解決策を求め行動を起こしていきます。

急速に高齢化が進む今、8050問題は誰にでも起こり得ることと認識し、地域の人々が引きこもりなどの悩みを共有し偏見をなくするとともに、互いに助け合うことで地域共生社会の実現をめざすことが大切であることを私たちに示唆してくれました。

（中村勝明人権啓発指導員の講話内容）

「ひきこもり」とは、『様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭内にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を示す現象概念』（厚生労働省ガイドライン）である。

「8050問題」とは、現在「80歳代」の高齢の親が「50歳代」のひきこもりが長期化した子を支えている家庭が増加しているが、親子共々、日々の苦悩や生活の困窮などの課題が多く、将来への展望が見いだせない超高齢化社会における新たな社会問題のことである。

「ひきこもりの現状」については、2019年のデータでは、15歳～39歳が514,000人、40歳～64歳が613,000人で合計約110万人いる。その中で、20年以上引きこもっている人は17%、10年～20年引きこもっている人が27%であり、10年以上引きこもっている人は約50万人いることになる。

「ひきこもりの原因」としては、退職、人間関係、病気、職場になじめないなどが挙げられている。

近年、ひきこもりの人が加害者になる事件が数件あった。

2000年の10年間にわたる少女監禁事件、2019年の神奈川県でのバス待ち児童殺傷事件、元農林水産次官の父親による息子の刺殺事件など。これらの事件が引き金になって今回のDVDが制作されたのかもしれない。ひきこもりに対して正しく認識し、偏見や差別をなくしていくというねらいがあったのだと思う。

新温泉町では現在約30人のひきこもりの人がいると聞いている。

但馬内のひきこもりに対する取り組み状況は、豊岡市の「ドーナツの会」、朝来市の「朝来どんぐりの会」、養父市の「養父市ひきこもり相談支援センター」、香美町の「ひきこもり支援センタードーナツ部屋」があるが、残念ながら新温泉町にはまだない。

「カンパニユラ」は花の名前であり、日本名では「つりがねそう」である。花言葉は「友情・感謝・共感・思いを告げる」などである。

8050問題はかなり深刻な問題である。今回の学習テーマである「ひきこもり」の問題は決してひとごとではない。誰にでも起こりうる問題でもある。

人権を学習する目的は自己変容でもある。自分を変えるための人権学習である。

すべての人が人権を学習し、すべての人が住みよい世の中をつくっていかなくてはならないと思っている。

第4回人権講座

開催日：令和3年9月22日（水）

テーマ：高齢者の人権

DVD「老いを生きる

～今日も何処かで高齢者のサインが～」

人権啓発指導員：西口正男さん



明日は我が身かもしれない認知症の問題と不幸にも家族から受ける虐待、誰もが通らなければならない老いの問題を自分のこととして捉え、日常生活の中で高齢者に対する優しさや思いやりの心が態度や行動に表れるような人権感覚を身につけさせてくれるビデオでした。

高齢者や認知症の方に対する偏見や固定観念を取り除くにはどうすればいいか、高齢者介護における問題点とはどんなことか、高齢者虐待の問題解決にはどんなことが必要か、高齢者も社会の一員であることを認識し、その知恵や豊かな体験を十二分に活用できる環境をつくり、人権を尊重して共に生きていく社会を作っていくにはどんなことが必要かなどを考えさせてくれました。

特に、虐待や高齢者のサインを見抜くには、お年寄りだけで暮らしている場合は、民生委員を中心に隣近所、自治会、老人会の人たちの気配りが常に必要であること、家庭内で起こる虐待を見抜くことは非常に難しいことだが、例えば大声が聞こえたり、顔や手にあざができたり、しばらく見なかったり、家族の誰かがやせ細ってくるなどいろいろな兆候が見られるが、気が付いたときは市町村か、地域包括支援センターにすぐに連絡することが大切であることなどを学ばせてくれました。

（西口正男人権啓発指導員の講話内容）

2021年9月時点で日本の高齢者数は全国で3640万人、全人口の29%にあたる。平均寿命は女性が87歳、男性が81歳、健康寿命は女性が75歳、男性が72歳となっている。新温泉町の高齢化率は40.6%で後期高齢化率は21.7%である。100歳以上の人は26人、そのうち女性が約9割を占めている。

今日のビデオを視聴して、様々な課題が見えてきた。高齢化に伴う心身の衰えと認知症の問題、身体に打撲のあとがある、ひもでつながれたあとがある等の高齢者に対する人権侵害である。認知症は誰にでも起こりうる病気である。

認知症の人が増えた理由の一つは、私たち人類の寿命が延びたためだ。高齢になるほど認知症になりやすく、85歳では約4割、95歳では約8割の人が認知症と推定されている。

皆さんは「認知症」という言葉を聞いてどのような印象を持つでしょう。「何もわからなくなる」などの誤ったイメージだけで不安に思っていないでしょうか。認知症は早期に発見することで自分に合ったサポートを見つけ、自分らしい生活の工夫が可能である。

「老化による物忘れ」と「認知症の物忘れ」には違いがある。

「老化による物忘れ」は、『体験の一部を忘れる、ヒントがあると思い出せる、人や時間、場所などがわかる、日常生活に支障がない』などである。一方、「認知症の物忘れ」は『体験全体を忘れる、ヒントがあっても思い出せない、人や時間、場所などがわかりにくい、日常生活に支障がある』などである。認知症という病気であっても基本的な接し方は変わることはない。ただ、認知症という病気を知って、正しい理解に基づく対応が必要であり、日々の生活の中で気軽な挨拶から始めて見守っていくことが大切である。

戦後の日本を懸命に働いて、この国を築いてくれた高齢者に悲しい思いをさせていいのでしょうか？高齢者が大切にされ、生きいきと安心して暮らせる社会を築いていくことが私たちの務めではないでしょうか？

地域の子どもは地域で育て、地域の高齢者は地域で見守る。

第5回人権講座

開催日：令和3年10月27日（水）

テーマ：みんなで考えるLGBTs

DVD「いろいろな性～好きになる性～」

人権啓発指導員：岡本潔政さん



人は本来多種多様で、誰一人として同じではなく個性豊かな存在であるはずですが、しかしながら、世の中の多数派が認める基準から少しでも異なれば異質な存在と捉えられ、排除されることが多くあります。異性を好きになるか、同性・両性を好きになるか、あるいは誰にも恋愛感情を抱かないといった性的指向は、嗜好や志向とは異なる「指向」であり、本人が選択できるものではないと考えられています。

このDVDは、学校を舞台にした同性愛者（ゲイ、レズビアン）である生徒たちのドラマを見ながら「好きになる性の多様性」について考えさせられる作品になっていました。

（岡本潔政人権啓発指導員の講話内容）

血液型がAB型、利き腕が左利きの人はどちらかといえば「マイノリティ」（少数派）である。しかし、日常生活のなかで生きていく上で特に支障があるわけではない。

性的マイノリティ（性的少数者）は5～8%いるといわれている。学校の1クラスに2～3人がいるという計算になる。しかし、その姿は全く見えてこないのも現実である。

一般に、性に対する目覚めは小学校高学年ぐらいから始まるが、自分の性に疑問を持った子供たちのうち65.9%が自殺を考え、14%が自殺行為を行ったというデータもある。

今、ここにいらっしゃる皆さんは誰かに性に関する悩みを打ち明けられたらどのような対応ができるか。

性を構成する要素は

- ①「身体の性別」（生まれながらの生物学的な性別）『からだの性』
- ②「性自認」（自分の性別をどう自認するか）『こころの性』
- ③「性的指向」（好きになる性）『好き』
- ④「性別表現」（自分としての“らしさ”の表現）『自分らしさ』である。

『LGBTs』とは

「(L) レズビアン」（心の性が女性で、女性を好きになる人）

「(G) ゲイ」（こころや体の性が男性で、男性を好きになる人）

「(B) バイセクシャル」（心の性に関わらず男性も女性も好きになる人）

「(T) トランスジェンダー」（からだの性と心の性が異なる人、違和感を覚えている人）

「(s) インターセックス、アセクシャル、クエスチョニングなど」をいう。

先の東京オリンピックは「多様性」の理念を掲げたが、カミングアウトした性的少数者（LGBTなど）の選手が史上最多に達した。その数は172人で、前回のリオデジャネイロオリンピックの56人の3倍以上であった。一方、日本人選手の名前は全く理解が遅れている現状の一端が示されたとも言っている。

しかし、日本の社会は確実に変化しているといえる。

LGBT差別禁止や理解、同性婚のパートナーシップ条例を制定している地方自治体が増えてきている。そして、SNSによるカミングアウトとフォロワーの増加が著しい。さらには、学校現場では性の多様性に配慮した取り組みが求められており、制服の在り方にも変化の兆しが見えてきた。

こうした中、学生服を全国展開している某会社では、多様な子どもに寄り添う「インクルーシブ・ユニフォーム」という考えのもと、制服作りだけにとどまらないモノ・コト両面で学校への授業を行っているという。

世界の潮流は、G7の7か国中の6か国で、また、世界40か国で同性婚が法的に認められている。

LGBTに係る法的整備は、OECD加盟国35か国中で見ると日本はワースト2位である。

LGBT差別禁止法は全世界で80か国が制定しているが、我が国は、オリンピックを開催する国として、国連や諸外国から再三に渡り要求勧告を受けているにもかかわらず未整備である。

日本では、公的にある人のLGBTに対する「生産性がない」という差別発言や、メディアでの性的なものが「ネタ」として扱われていることも現実にある。

我が国に、LGBTという多様性を認め合う社会が一日も早く来ることを願っている。

文化会館教養教室講座

文化会館は昭和53年に設立され、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、町民の福祉の向上と町民に対する人権啓発の推進、町民交流の促進を図るため、人権啓発活動や人権学習会、住民交流会などに取り組んでいます。

本年度は、住民交流を目的にした教養教室講座は7講座を開講し、延べ110名の地域住民が教養と交流を深めています。

焙煎珈琲教室

珈琲の歴史・文化・産地など、講師先生の講義に学びながら世界各国の珈琲「生豆」を使用して、好みの深さまで焙煎をします。焙煎の深さによって変わる珈琲の味を楽しんでいます。実習室には珈琲の香りが漂い、笑顔と笑い声を響かせながらみんなで楽しんでいます。是非ご参加ください。

～一杯の珈琲から地球が見えます～（焙煎珈琲教室生）



茶道教室

講師先生の指導で、月に一回、2時間のお稽古をしています。茶道の作法を通して、日常の美しい所作を身につけることができ、美味しいお菓子と一服のお茶をいただきながら、暮らしに潤いをいただいています。

9月に観月会、12月に文化祭があり、他の教室の方々にお世話になりながら交流を深めています。丁寧な先生の指導と優しい仲間たちと一緒に気楽な気持ちで茶道の世界に触れてみませんか。（茶道教室生）



生け花教室

今年の4月より月に一度、火曜日の夜に“いけばな小原流”を受講しています。私はこの教室で、お花に顔があることを初めて知りました。先生から、花型（生け方）と花材（使う花）の説明を受け、受講生はそれぞれのお花の形や表情を意識しながら思い思いに生けます。同じ花型、同じ花材を使っているのにもかかわらず、それぞれの個性が表れた生け花になるのが毎回おもしろく、来月はどんなお花を生けるのだろうか楽しみです。生けたお花は持ち帰り玄関に飾っています。家の中が華やぎ、家族全員喜んでいます。（生け花教室生）



和紙折り紙教室

和紙を使い、季節に合ったいろいろなお花を講師先生の指導のもと折っています。和紙の優しい色合い、手ざわり、風合いなど作ったお花を見ていると心も癒されます。気の優しい、明るい仲間と一緒に楽しく指を動かし和紙を折ってみませんか。

（和紙折り紙教室生）



料理教室

料理教室は、郷土料理研究会の指導により年6回開催しています。調理実習を通じて交流を深め、初回の教室で教室生の希望の献立を聞き、年間計画に取り入れています。

郷土料理をはじめ、旬の野菜や身近な食材を使ったレシピで、日々の食事作りにすぐに生かせるのもうれしいです。

また、文化会館事業の観月会、近隣文化祭、高齢者交流会に積極的に協力しています。

料理教室で楽しみながらレパートリーを広げ、食卓を豊かにしてみませんか。お気軽にご参加ください。

調理実習は、コロナ禍に対して基本的な感染対策を徹底して行っています。(料理教室生)



着付け教室

月に一度の着付け教室です。昭和の時代には普段着、お出かけには女の人は必ずと言っていいほど着物を着ていましたが、令和になると着物を着ていると何事ですか？と思われるほど自分で着物を着る人が少なくなりました。皆さんは筆笥の中に嫁入りに作っていただいた着物が眠っていませんか？着物は洋服と違って少しぐらい体系が変わっても自由に着付けができます。

夏の浴衣でも自分で着られたら？一度筆笥から出してみてください。お母さんの気持ちが伝わってきます。着付け教室では若い頃の着物と、なぜか短くなった帯を組み合わせながら着付けの練習をしています。皆さんも一度着物に袖を通してみてください。

(着付け教室生)



いきいき百歳体操

・この一年間に転んだことがありますか？・椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか？・お茶や汁物等で、むせることがありますか？

これらは介護予防のための基本チェックリストの一項目です。いつまでも自分らしくいきいきとした生活を送るためには、心身の老化のサインに早く気づき、身体の機能を維持・向上させるなどの取り組みが大切です。いきいき百歳体操は筋肉を鍛え、筋力をつけ、老後の進行にブレーキをかけます。「今やれていることが3年度、5年後にもできるように」毎週一回一時間、みんなと一緒に楽しみながら元気になりましょう。

(いきいき百歳体操教室生)



住民交流事業

文化会館では、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決をめざして住民交流事業を展開しています。主な事業は、スポーツ交流事業としてグラウンドゴルフ大会、アジャタ大会、文化交流事業として観月会、近隣文化祭、高齢者を対象にした高齢者交流会です。

スポーツ交流事業

毎年6月と10月に実施しているグラウンドゴルフ大会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和3年度は中止になりました。

文化交流事業

- 高齢者交流会 令和3年2月16日（火）
- 観月会 令和3年10月5日（火）
- 近隣文化祭 令和3年12月5日（日）

高齢者交流会

2月16日（火）に「高齢者交流会」を開催しました。

「健康講座」では、新温泉町健康福祉課保健師とおんせん天国室職員から「楽しく健康づくり」のテーマでお話を聞きました。

「免疫力を高めてコロナを撃退！」免疫力とは「疫（病気）を免れる力」のことで、免疫は、一度病気にかかったら二度とかからない、あるいは抵抗ができる生体反応である。免疫力が低くなるとウイルスなどから起こる様々な病気になりやすくなる。免疫力を高めるには「腸」が大事。体全体の免疫細胞の約7割が腸に集まっているので、腸の状態をよくする「善玉菌」を積極的にとることが大切である。善玉菌を増やす食品の種類としては、①乳酸菌を多く含む食べ物②オリゴ糖を多く含む食べ物③植物繊維を多く含む食べ物がある。後半では、脳と血流を活性化させる手足の運動を教わりました。

続いて、美方警察署から、「特殊詐欺」と「交通安全」についてお話を聞きました。

「特殊詐欺」では警察官、市役所職員、百貨店店員をかたり、「キャッシュカードを預かります」「暗証番号を教えて」「還付金があります」などと電話がかかる。電話での「キャッシュカードの話」や「お金の話」「暗証番号の話」にはくれぐれも気を付けなければならないし、場合によっては警察へ連絡してほしい。

「交通安全」では、歩行者死者の7割は横断中である。特に夕暮れ時と早朝に多発している。横断歩道を渡るときは「手を挙げる」などの意思表示をしてほしい。歩行者は「止まる」「見る」「待つ」を心がけることで事故を防ぐことができることなどを学びました。

学習会の最後は「外国人の人権」をテーマにした人権啓発DVD『サラーマット』を視聴しました。このビデオの主人公・珠美は、新しく職場に来たフィリピン人のミランダに対し、様々な「違い」を「壁」と捉え、面倒な存在だと感じてしまいます。しかし、珠美は新たな視点に気づかされ、「違い」は様々な問題解決の糸口になることも学んでいきます。外国人は「受け入れてあげる存在」でも「労働者」でもなく、「助け合うことができる対等な仲間」であり、「違い」は「壁」ではなく、自分を成長させ、地域を豊かにする源。異なる文化の人たちを、共に未来を作る新しい存在として尊重し、互いに高めあっていく、そんな多文化共生社会の実現をめざす人権啓発ドラマでした。

そして、参加者の皆さんがお待ちかねの手作り昼食は、文化会館料理教室の講座生5名の方々に腕を振るっていただきました。この日の献立は「わかめと大豆の混ぜご飯」「春キャベツのメンチカツ」「マカロニ入りポテトサラダ」「だし巻き卵」「ほうれん草と白菜の白和え」「筑前煮」「里芋の煮物」でした。大変美味しい食事をご用意いただきました。今回は新型コロナウイルス感染症対策のため、会場での会食を避け、弁当にして各自持ち帰りいただきました。

とても、有意義な交流会でした。

観月会

文化会館では、本年度延べ110名の教室生が7つの教室で活動していますが、10月5日（火）、教室生の交流を目的とした第9回観月会が開催されました。この日の観月会には32名の方々にご参加いただきました。

コロナ感染対策を施し、午後6時30分からスタートした観月会は、山本文化会館運営委員長の挨拶の後、生け花教室講師から「生け花」の説明、料理教室講師から「お菓子」の説明、和紙折り紙教室講師から「色紙」の説明、そして、焙煎珈琲教室講師から「焙煎珈琲」の説明をしていただき、その後、家庭の中の人権をテーマにした人権ビデオ『カラフル』を視聴しました。

生け花教室講師による秋の花4種（ススキ・リンドウ・うめもどき・われもこう）を使った瓶花（投げ入れ）、和紙折り紙教室講師による「月の中で餅つきをしている2羽の兎」を和紙で表現した色紙、料理教室講師と教室生には十五夜にちなんだ15個の団子を三宝に積み上げたお月見団子と栗・芋・枝豆のお供え物、そしてお茶菓子としてブルーベリー入りマフィンなどを準備していただきました。

また、例年は茶道教室生がお点前したお茶をいただいていたのですが、本年度は焙煎珈琲教室講師とその教室生が会場内で2種類（コロンビア、キリマンジャロ）の生豆を焙煎し、曳きたての珈琲をふるまってくれました。とても美味しくいただきました。

今年の中秋の名月は9月21日でした。当日の満月を録画したビデオ映像を会場の大型テレビに映し出すことでさらにこの日の観月会を盛り上げることができました。

教室生手作りによる観月会は教室生同士が交流を深める素晴らしいひと時になりました。



近隣文化祭

毎年12月4日から12月10日の一週間は国（法務省）が定めた「人権週間」です。

文化会館では、毎年この期間中に近隣10町内会と文化会館運営委員会、文化会館教室生等が実行委員会となって「近隣文化祭」を実施しています。

今回は12月5日（日）に第29回近隣文化祭（サブテーマ：～人と人、地域をつなぐ～）を開催し、180名の近隣の皆さんが交流を深めました。

文化会館の1階ホールでは小原流生け花が会場を艶やかにし、作品展示では文化会館教室生や地域住民の方たちが製作した和紙折り紙、陶器の壺と珈琲カップ、写真、手芸、短歌、絵画など多くの素晴らしい作品が披露されました。

バザーでは、料理教室生の皆さんに作っていただいた今年の新メニューの季節野菜のかき揚げうどんと丹波黒豆を使用した黒豆寿司をはじめ、日高昆布でだしをとったきつねうどん、但馬牛を使用したカレーライスが提供され大変美味しくいただきました。さらに、着付け教室生に着付けしていただいた和服姿の茶道教室生によるお点前（立礼）で厳かな雰囲気の中とても美味しいお茶をいただきました。

2階大会議室では、焙煎珈琲教室生がコロンビアとキリマンジャロの生豆を焙煎し、とても香り豊かな珈琲を提供してくれ、部屋中が香ばしい珈琲の香りに包まれていました。

珈琲の香りに包まれた2階大会議室のステージでは、浜坂中学校のひまわり学級生が一年間学習してきた差別の理不尽さや鳥取に伝わる人形浄瑠璃について発表し、浜坂北小学校のささゆり学級生は青い鳥学級との交流会や海洋体験、インドネシアの人たちとの交流会の様子を発表、締めくくりとして、この日のために練習してきた傘踊りを披露してくれました。



新温泉町人権教育協議会

新温泉町人権教育協議会は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等をめぐるさまざまな人権課題の解決や、豊かな人権文化を構築するための教育および啓発の推進を目的に5つの部会を設置し、さまざまな取組を展開しています。

1 社会教育部会

人権尊重社会を築くため、町内に暮らすすべての人々が人権問題を単に知識として理解するのではなく自らの問題として受け止め、人権問題に直感的に気づく感性や人権感覚をはぐくみ、あらゆる場面に生かせるよう、人権意識の高揚を図るために年6回の人権セミナーを実施しています。

第1回人権セミナー

開催日：7月1日（木）
 テーマ：『パパは女子高生だった』
 ～自分らしく生きること～
 講師：Like myself 代表 前田 良 さん



幼少期より自分の性に違和感を持ち、20歳の時に「性同一障がい」（心と体の性の不一致）と診断を受けた前田さんが、最愛のパートナーと出逢い「男性」として結婚し、2年間も裁判を続けた後に最高裁で逆転勝訴し、父親として「新しい家族のカタチ」を認められるまでの軌跡を語っていただきました。前田さんの自分らしく生きるための、愛に溢れた闘いは多くのことを考えさせられ勇気をいただきました。

第2回人権セミナー（人権を考えるつどい）

開催日：8月7日（土）
 テーマ：『部落問題と向き合う私たち』
 講師：滋賀県 石井眞澄・千晶 さん



石井さんご夫婦が結婚に際し、どのように部落差別の問題と向き合って乗り越えていったかのお話を聞きました。参加者より、「当事者であるご夫妻のお話を聞いて、部落差別は今ではどこか遠くの話でしたが、身近にあるものとして感じ考えるきっかけになりました。」「人権学習は、く幸せになる勉強くだという言葉が心に残りました。」という感想が寄せられ、身近な問題としての意識を高める講演でした。

第3回人権セミナー

開催日：9月2日（木）
 テーマ：『く地域の学校くをすべての子どもの「安全基地」に』
 講師：大阪市立大空小学校初代校長 木村 泰子 さん



新型コロナウイルス感染症拡大により、リモート形式とYouTube 配信での開催となりました。大阪市にある大空小学校では、保護者、教職員、そして地域の人と一緒に子どものく安全基地くになる学校づくりをしています。私たちも大人みんなで「わが町の子どもたちのく安全基地くになる学校づくりにどうかかわるか」について考えるきっかけになる講演でした。

第4回人権セミナー

開催日：10月7日（木）
 テーマ：『新型コロナ感染症と人権』～わたしならどうする～
 講師：新温泉町人権啓発指導員代表 河越 智子 さん



ワークショップ形式で開催しました。自分の周囲の何気ない会話の中にある、新型コロナウイルス感染症に対しての「不安」や「思い込み」を「差別」につなげないために、自分事として私たち一人ひとりが今からできることを考えました。最後にコロナ差別をなくし、誰もの人権を守るために、自分がやってみたいこと、このワークショップで気づいたことについて話し合い、今後につなげる研修になりました。

第5回人権セミナー

開催日：11月4日（木）
 テーマ：『コロナ禍における障がい者の暮らし、そして相模原障がい者殺傷事件のことなど』
 講師：日本自立生活センター事務局員 渡邊 琢 さん



障がい者の自立した生活を支援している渡邊さんは24時間介護を実現し、支援のやり方次第で1人暮らしや地域での暮らしも可能だという事例について語られました。また、相模原での障がい者殺傷事件の被害者や家族についてもふれ、現在の障がい者が置かれている状況や、今の福祉に欠けている人権への配慮についてのお話は、障がいのある方に対する私たちの認識を変えるきっかけになる講演会でした。

第6回人権セミナー

開催日：12月2日（木）

テーマ：『被害者支援の概要』～被害者の実情をふまえて～

講師：とっとり被害者支援センター事務局長 森山 慎一さん



犯罪や交通事故によって、突然に家族を失った遺族の手記をもとに、その直後から想像を絶する終わりのない苦しみに直面している現状を語られました。また、様々な支援制度についての歴史のお話から、少しずつ被害者への補償は進んできているが、まだまだ十分でないことがわかりました。被害者支援センターの活動を沢山の人の手に知っていただき、求められている支援の輪が広がることが大事だと感じました。

2 学校教育部会

学校教育部会は、県の「人権教育基本方針」及び町の「人権啓発方針」等に基づき、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決に向けた教育を発達段階に応じて推進します。

〈各部会研修会〉

開催日：6月9日（水）

小・中学校の教職員が小学校低・中・高学年部会、中学校部会ごとに分かれて今年度の活動テーマや活動方針について協議しました。また、10月～12月には、各部会毎にそれぞれ研修会を実施しました。

〈合同研修会〉

開催日：11月2日（火）

浜坂南小学校において、全学年で人権学習の公開授業を行いました。町内の園・小・中学校の教職員が参加し、実践指導力を深める機会となりました。後半は、「いのちの大切さを子どもたちにどう伝えるか」をテーマに家庭教師システム学院代表の長谷川満さんにご講演いただきました。

〈PTA・教職員合同人権研修会〉

町内の全ての園・小・中・高等学校のPTAで人権研修会を開催し、お互いの人権意識の向上に努めました。



3 企業部会

企業部会では、「様々な人権課題の解決に向け、職場における人権について考え、どのように実践していくか」をテーマに、明るい職場づくりをめざして、企業合同研修会を実施します。そして、一人一人の人権が大切にされ、生きがいのある職場づくりにむけて各種団体、企業等での研修会を積極的に支援、実施します。また、商工会だより「みゆみ」を活用し、人権標語・ポスター等を掲載し、人権啓発を行います。



4 地域部会

地域部会では、人権学習の研修会や視察研修を行います。先進的な取組や、人権ゆかりの地を訪れ、人権尊重の精神の高揚を図り、差別のない明るいまちづくりの推進を目指しています。また、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決や豊かな人権文化を構築することを目的に、地域における人権学習の推進を地域で支えていくために各地域の人権教育推進員を対象に研修会を実施しました。その他に、町の人権推進室と連携し、8月の「差別をなくし人権文化をすすめる町民運動」推進強調月間の取組として、各地区で人権学習会を開催しました。



5 啓発部会

(1) 町人教啓発広報紙「えがお」の発行

人権を尊重した、差別のない明るい町づくりを推進するために啓発広報紙を発行し、効果的で充実した啓発に努めます。年4回発行し、町人教の活動を中心に掲載し、特集のコーナーやコラム、編集後記等を設け、紙面の充実に努めます。

(2) 啓発物等による人権が尊重される理念の普及

「差別をなくし、人権文化をすすめる町民運動」推進強調月間である8月を中心に町内の各種団体と連携し、さまざまな啓発物に人権標語等を掲載し、啓発を行います。

(3) 各種啓発資料等の収集と活用

各種人権教育研究大会や研修会に参加し、報告集や資料を収集するとともに、各方面の資料・情報の収集に努め、研修会、啓発等において活用を図ります。



本人通知制度

本人通知制度とは

新温泉町では、住民票の写しや戸籍謄本、戸籍抄本など戸籍に関する証明書を第三者に交付した場合に、事前登録した人に対して、証明書を交付した事実を通知する「本人通知制度」を実施しています。

戸 籍 法

●戸籍にはどんな内容が記載されているのですか？

昭和22年に制定された戸籍法には、『戸籍の記載』について詳細に決められています。「氏名・出生年月日・戸籍に入った原因と年月日・実父母の氏名及び実父母との続柄・養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄・夫婦については夫又は妻である旨・他の戸籍から入ったものについてはその戸籍の表示」などです。

●戸籍は誰でも請求できるのですか？

戸籍に関する証明書を請求できる人は、本人と戸籍に記載されている者、その配偶者、直系親族等です。

ところが、例外で「弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士」の8業士は他人の戸籍に関する証明書を請求することができることも定められています。

戸籍の不正取得

●法令上認められているなら、取得されても問題ないのではないですか？

職権を乱用して、法令に定める職務外で不正に取得する事件が起きています。犯罪に利用されたり、犯罪被害にあうなどの人権侵害につながっています。

悪質な身元調査

戸籍や住民票などを不正に取得され、本籍地や現住所が明らかになることで身元調査に悪用される危険性があります。

金銭的な被害

銀行口座開設や各種契約などに悪用され、詐欺行為に加担させられる、知らないうちに借金を背負わされるなどの被害にあう危険性があります。

戸籍の悪用

知らないうちに自分の戸籍が悪用される、他人が自分に成りすまして各種届出をする、各種証明書を偽造されたりするなどの危険性があります。

ストーカー・DV被害

ストーカーやDV被害防止の申し出がされていないとき住所や家族関係を知られ犯罪被害を受ける危険性があります。

部落差別解消推進法

部落差別の解消に向けて、国や地方自治体に対し、相談体制の充実や教育・啓発活動、実態調査などの取り組みを求める「部落差別解消推進法」が平成28年12月16日に施行されました。この法律は、**現在も部落差別がある**としたうえで、インターネット上に差別的な情報が掲載されていることなどを踏まえ、国には基本的人権を保障する憲法の理念に基づいて**差別の解消に向けた施策を講じる責務がある**と明記しています。

第1条では

「現在もなお部落差別が存在する」とし、「日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的としています。

第2条では

部落差別の解消に関する施策は「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努める」ことによって行われなければならないとしています。

第3条では

国は「部落差別の解消に関する施策を講ずる」などとし、地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」とし、国及び地方公共団体の責務を定めています。

第4条では

国は「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努める」とし、相談体制の充実をうたっています。

第5条では

国は「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」とし、教育及び啓発の推進をうたっています。

第6条では

国は「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。

依然として部落差別が存在する現状を踏まえ、部落差別の解消に向け、国、地方公共団体が相談、教育、啓発等の施策に一層取り組むことになりました。

(参照：兵庫県・兵庫県人権啓発協会「人権文化をすすめるために」)

人権啓発推進条例制定のまち しんおんせん

令和3年度 新温泉町人権標語 優秀作品

ありがとう うれしいえがおの 花がさく

浜坂東小学校2年 まえだ 前田 わかな 和奏 さん

とてもすき 友だち・家族の 笑い顔

温泉小学校6年 むらお 村尾 けん 健 さん

考えて その一言は 消せないよ

浜坂中学校2年 まつおか 松岡 さき 沙希 さん

聞こえてる？ あの子の心の SOS

夢が丘中学校2年 やまもと 山本 ゆあ 結愛 さん

新温泉町人権啓発推進条例 (平成17年10月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

(以下の条項は略)

★人権に関するご相談は★

新温泉町文化会館

電話 (0796) 82-3328

問合せ先 新温泉町文化会館 電話 (0796) 82-3328 (令和4年2月作成)